

特定化学物質の取扱量の集計結果について（条例）【概要】

ー埼玉県内の令和5年度取扱量データの概要ー

埼玉県内の対象事業者から報告された令和5年度の特定化学物質の取扱量について、埼玉県生活環境保全条例に基づき集計しました。概要は以下のとおりです。

1 概要

(1) 取扱量及び報告事業所数

- ① 令和5年度の取扱量*1は619,603トンでした。令和4年度と比較して1.2%増加しました。（令和4年度の取扱量： 612,112トン）
- ② 令和5年度の報告事業所数*2は1,458件でした。令和4年度と比較して11件減少しました。（令和4年度の報告事業所数： 1,469件）

*1 取扱量：事業所で取り扱った特定化学物質の量。使用量、製造量。取り扱う量の合計。
（取扱量の数値は四捨五入をしているため、その内訳の合計と一致しません。）

*2 報告事業所数：特定化学物質取扱量報告書を提出した事業所の数。

※ 制度改正により令和5年度把握分の報告から対象物質の変更がありました。

表 埼玉県の取扱量及び報告事業所数

（単位：トン）

	報告事業所数*2	取扱量*1	取扱量の内訳		
			使用量*3	製造量*4	取り扱う量*5
R5	1,458	619,603	235,174	12,046	372,372
(R4)	1,469	612,112	250,764	15,006	346,291
増減率	-0.75%	1.2%	-6.2%	-20%	7.5%

*3 使用量：事業所で事業活動に伴い使用した量。

*4 製造量：事業所で製造した量（副生成物も含む）。

*5 取り扱う量：事業者自らは使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量。

(2) 物質別の取扱量

埼玉県の物質別の取扱量とその構成比は図1のとおりです。溶剤・燃料などに用いられるトルエン、キシレン、トリメチルベンゼン及びヘキサンが全取扱量の55%を占めています。

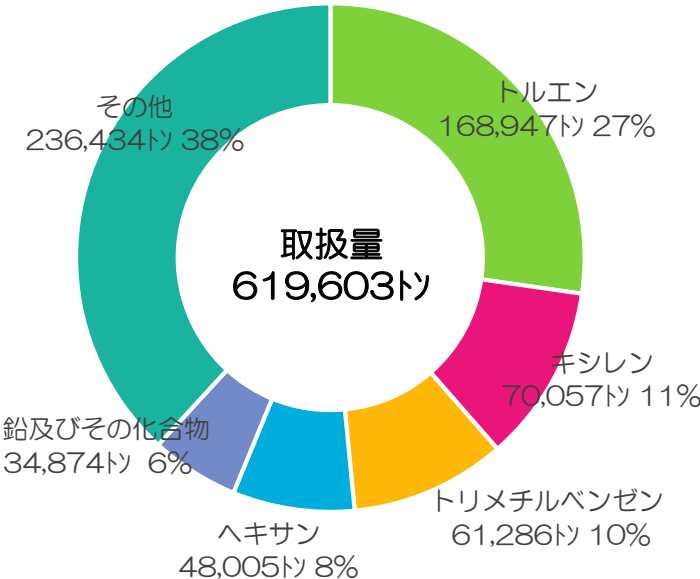


図1 埼玉県の物質別の取扱量とその構成比

(3) 業種別の取扱量

埼玉県の実業種別の取扱量とその構成比は図2のとおりです。特に燃料小売業と化学工業は他業種と比較して取扱量が多く、全取扱量の80%を占めました。

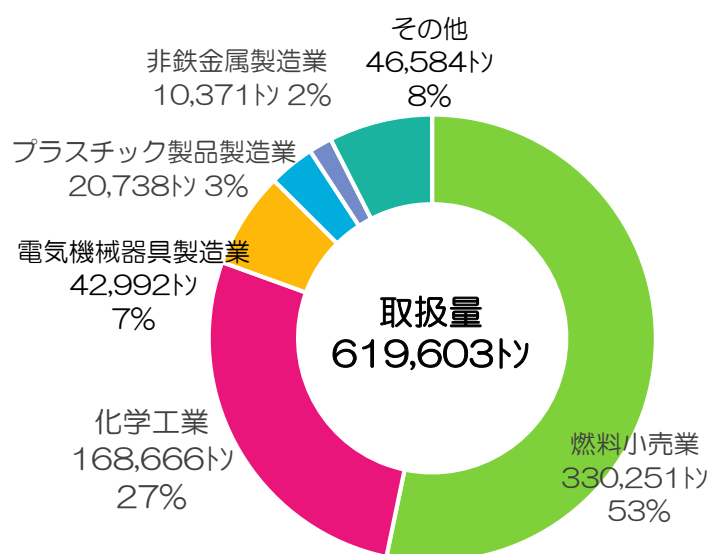


図2 埼玉県の業種別の取扱量とその構成比

2 取扱量と届出排出量の推移

埼玉県の取扱量と届出排出量*の推移は図3のとおりです。

平成14年(2002年)度から令和5年(2023年)年度の間で、取扱量は15%減少しており、届出排出量は68%減少しています。

近年は取扱量及び排出量ともに大幅な増減は見られず、横ばいで推移しています。

* 届出排出量：化学物質排出把握管理促進法に基づき届出された化学物質の環境中への排出量。届出排出量の数値は、環境省及び経済産業省が令和7年2月に公表したデータを引用しています。

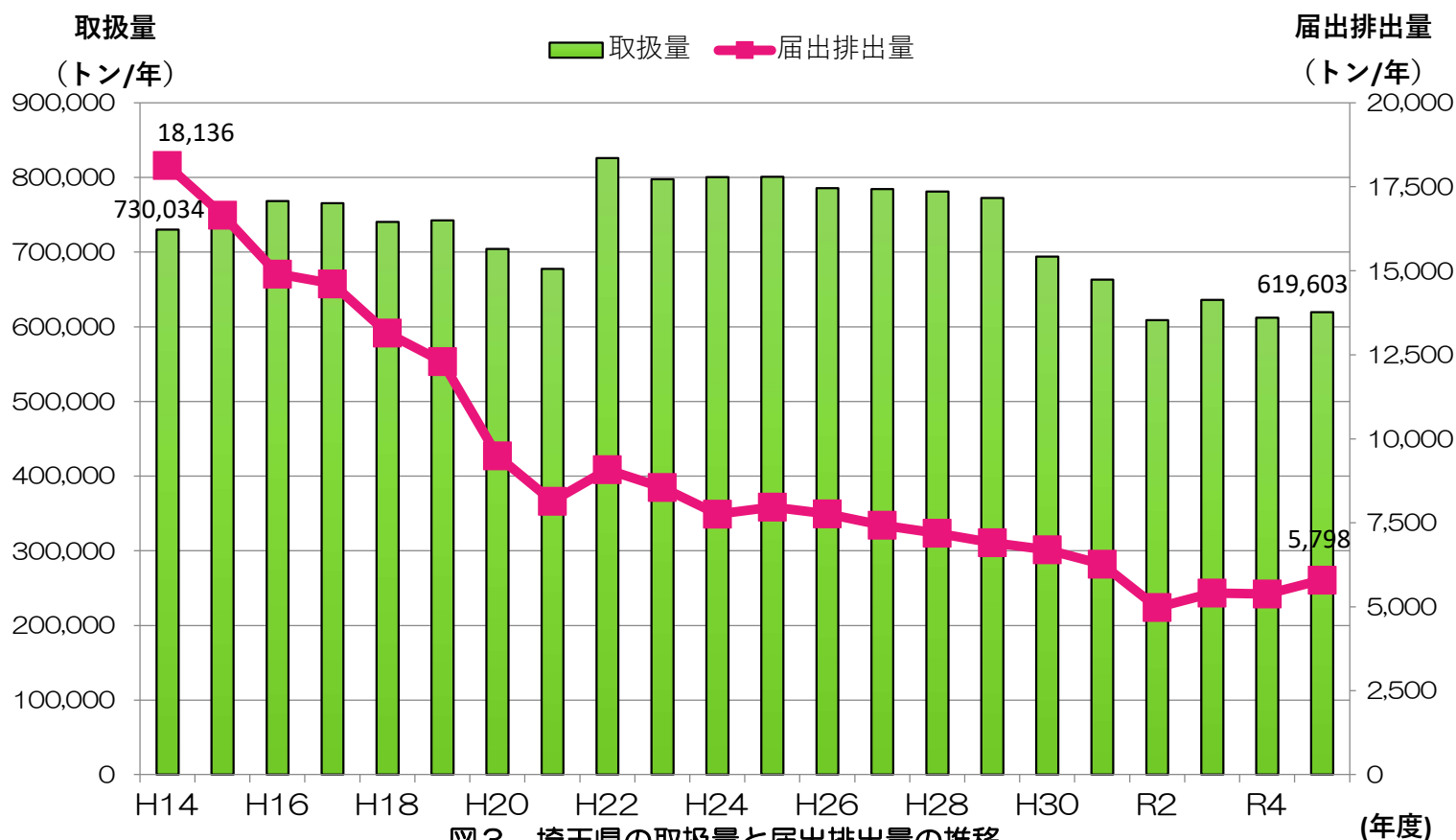


図3 埼玉県の取扱量と届出排出量の推移